

パートナーシップ構築宣言 に参加しませんか？

パートナーシップ構築宣言とは？



サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携や、中小受託事業者との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守を、事業者が「発注者」の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

参加手順

下記サイトに掲載の概要をご確認の上、宣言を作成してください。サイト内登録ページで必要項目を入力し、宣言をアップロードして登録します。

<https://www.biz-partnership.jp/>

(パートナーシップ構築宣言ポータルサイト)



宣言企業への優遇措置

(各項目の詳細はURLのサイトをご覧ください。)

● 国による補助金の加点措置等

<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html>

(パートナーシップ構築宣言 宣言するメリット)



● 県による補助金の加点措置

中小企業生産性向上促進事業費補助金

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/seisansei/r8.html>

小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/shokibo_digital/r8.html



● 県による支援融資

パートナーシップ構築宣言支援融資

パートナーシップ構築宣言に登録した中小企業者等への運転資金等への融資
融資限度額は2,000万円、融資利率は年2.0%以内

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/>



相談窓口

パートナーシップ構築宣言に係る特別相談窓口を設置しています。

(公財)神奈川産業振興センター(横浜市中区尾上町5-80中小企業センタービル4F)

経営相談課(045-633-5200) 平日8時30分から17時15分

毎年9月と3月は価格交渉促進月間です

詳細は県ホームページ「適切な価格転嫁に向けた取組」をご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/partnership.html>

<問合せ先> 神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課

電話045-210-5556



<参考>

「パートナーシップ構築宣言」のひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
- IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- 専門人材マッチング
- グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
- BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※「中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」場合には、その旨記載ください。

3. その他（任意記載）

（例）直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。

（例）当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

（注）「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

○年○月○日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。